

第5期障害福祉計画等に係る国の基本指針（概要）

平成29年3月31日 平成29年厚生労働省告示第116号より抜粋

趣旨

【障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針】

（平成18年厚生労働省告示第395号）の全部を次のように改正し、・・・。

⇒ 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針

※ 以下「基本指針」という。

この指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の趣旨等を踏まえ、障害者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る平成32年度末の目標を設定するとともに、平成30年度から平成32年度までの第五期障害福祉計画及び第一期障害児福祉計画の作成又は変更にあたって即すべき事項を定め、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業及び障害児通所支援等を提供するための体制の確保が総合かつ計画的に図られるようにすることを目的とするものである。

今回から、障害児支援の提供体制を確保するため、障害児福祉計画を策定する。

基本理念

【国 基本指針】（基本理念）

市町村及び都道府県は、障害者総合支援法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画を作成することが必要である。

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援

これまでの基本理念に加え、「地域共生社会」の実現に向けた取組と、障害児支援の提供体制の整備が追記された。



成果目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国 基本指針】

- ・平成 28 年度末時点における施設入所者の9%以上が平成 32 年度末までに地域生活へ移行するとともに、平成 32 年度末時点における福祉施設入所者を、平成 28 年度末時点から2%以上削減することを基本とする。

施設入所者の 9%以上（前期 12%以上）が地域移行する目標と、施設入所者の定員 2%以上（前期 4%以上）削減する目標が設定された。

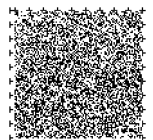
2 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築

【国 基本指針】

「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」の議論を踏まえ、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指して、成果目標を次のとおり設定する。

- ・平成 32 年度末までに、全ての障害保健福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。
- ・平成 32 年度末までに、全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。
- ・都道府県は、平成 32 年度末の精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）の目標値を国が提示する推計式を用いて設定する。
- ・都道府県は、平成 32 年度末における入院 3 ヶ月後時点、入院後 6 ヶ月時点、入院後 6 ヶ月時点及び入院後 1 年時点の退院率の目標値をそれぞれ 69%以上 84%以上及び 90%以上として設定することを基本とする。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指して、全ての障害保健福祉圏域ごと・市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置、入院後 3 カ月の退院率を 69%以上、6 か月の退院率を 84%以上、1 年時点の退院率を 90%以上という目標が設定された。



3 地域生活支援拠点等の整備

【国 基本指針】

市町村又は各都道府県が定める障害福祉圏域において、平成 32 年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも一つ整備することを基本とする。

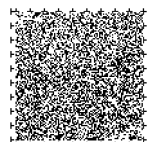
前期に引き続き、各市町村又は各圏域に少なくとも一つ整備する目標が設定された。

4 福祉施設から一般就労への移行等

【国 基本指針】

- ・平成 32 年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を平成 28 年度実績の 1.5 倍以上にすることを基本とする。
- ・平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成 28 年度末実績から 2 割以上増加することを目指す。
- ・就労移行率 3 割以上である就労移行支援事業所を、平成 32 年度末までに全体の 5 割以上とすることを目指す。
- ・各年度における就労定着支援による支援開始から 1 年後の 職場定着率を 80%以上とすることを基本とする。

福祉施設利用者のうち一般就労する者を 28 年度の就労者数の 1.5 倍以上（前期 2 倍以上）とすること、就労移行支援事業の利用者数を 28 年度末の利用者数から 2 割以上（前期 6 割以上）増やすこと、新たに、就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率を 80%とすること、という目標が設定された。



5 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

【国 基本指針】

- ・平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1カ所以上設置することを基本とする。
- ・平成 32 年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ・平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1カ所以上確保することを基本とする。
- ・平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することを基本とする。

児童発達支援センターを各区市町村に少なくとも 1か所以上設置すること、すべての区市町村において、保育所等訪問支援をできる体制を構築すること、重症心身障害児を支援する事業所を各区市町村に少なくとも 1か所以上確保すること、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置することという目標が設定された。

【その他の検討項目】

その他の検討項目として以下の項目が挙げられている。

- ・ 障害者虐待の防止
- ・ 意思決定支援の促進
- ・ 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進
- ・ 利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実
- ・ 発達障害者支援の一層の充実
- ・ 難病患者への一層の周知
- ・ 情報公表制度による質の向上
- ・ 障害福祉人材の確保

